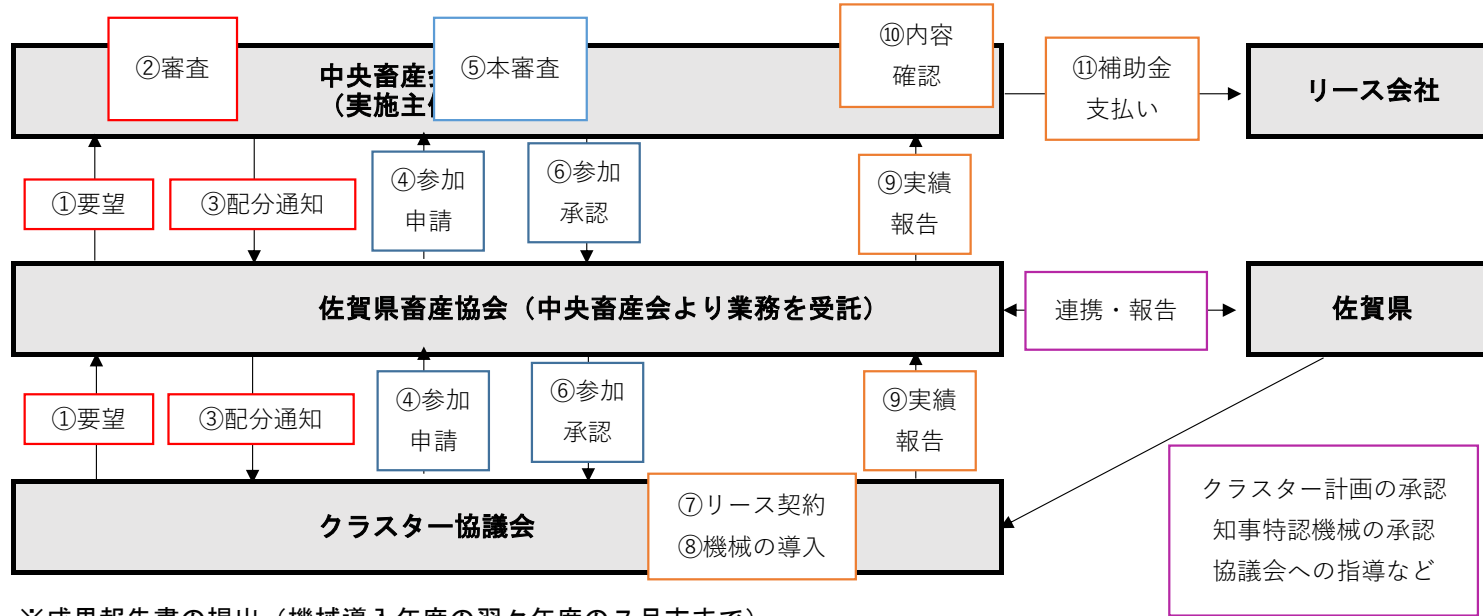


畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）の概要について

1. 目的

TPP発効に伴う、畜産経営の将来への不安を払しょくし、経営発展に向けた投資意欲を後押しするため
 クラスタ計画に基づいた収益性の向上に資する機械の導入に対する補助を行う。（機械価格の1/2補助）

2. 事業の流れ（リース方式の場合）



※成果報告書の提出（機械導入年度の翌々年度の7月末まで）
 ⇒機械を導入した年度の翌年度の成果について報告する。

3. 成果目標

- (1) 販売額の5%以上の増加
 - (2) 生産コストの5%以上の削減
 - (3) 農業所得又は営業利益の5%以上の増加
- ※令和2年度要望より大規模経営については5%→8%に変更

大規模経営とは以下のいずれかを満たす個人又は法人
 ①正規雇用6人以上（親、子、兄弟姉妹、配偶者除く）
 ②常時農業従事者もしくは家族以外の者が議決権を有する株式会社
 ③常時農業従事者もしくは家族以外の者を社員に含む持分会社

4. 導入方式

- (1) リース方式
- (2) 購入方式

リース方式の主なメリット
 (1) 初期投資負担の軽減
 (2) 補助金はリース会社に支払われる
 (協議会における補助金の取扱不要)
 (3) 機械の保守・管理をリース事業者が補完

購入方式の主なメリット
 (1) リース審査が不要
 (2) リース手数料が不要

※なお、リース方式を選択する場合、事業で定められたリース事業者の中から選択する必要があります。
 （令和2年3月現在 92事業者が登録）